

議第39号

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改
正する。

第3条中「第5項」を「第4項」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

管理用務員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	131,500	197,000	247,000
2	132,800	198,700	248,900
3	134,100	200,400	250,800
4	135,400	202,100	252,700
5	136,800	203,900	254,500
6	138,200	205,600	256,400
7	139,600	207,300	258,300
8	141,000	209,000	260,200
9	142,400	210,800	262,000
10	144,000	212,500	263,900
11	145,600	214,200	265,800
12	147,200	215,900	267,700
13	148,600	217,700	269,600
14	150,200	219,400	271,500
15	151,800	221,100	273,400
16	153,400	222,800	275,300
17	154,800	224,600	277,300
18	156,400	226,400	279,300
19	158,000	228,200	281,300
20	159,600	230,000	283,300
21	161,000	231,800	285,200
22	162,600	233,600	287,200
23	164,200	235,400	289,200
24	165,800	237,200	291,200
25	167,400	239,100	293,200
26	169,000	241,000	295,200
27	170,600	242,900	297,200
28	172,200	244,800	299,200
29	173,700	246,600	301,300
30	175,300	248,600	303,300
31	176,900	250,600	305,300
32	178,500	252,600	307,300
33	180,100	254,400	309,400
34	181,700	256,400	311,500
35	183,300	258,400	313,600
36	184,900	260,400	315,700
37	186,600	262,200	317,800
38	188,200	264,200	320,000
39	189,800	266,200	322,200
40	191,400	268,200	324,400
41	193,100	270,100	326,400
42	194,700	272,100	328,600

43	196,300	274,100	330,800
44	197,900	276,100	333,000
45	199,500	278,000	335,000
46	201,100	280,000	337,300
47	202,700	282,000	339,600
48	204,300	284,000	341,900
49	205,900	286,100	344,100
50	207,500	288,100	346,300
51	209,100	290,100	348,500
52	210,700	292,100	350,700
53	212,300	294,200	352,700
54	213,900	296,200	354,800
55	215,500	298,200	356,900
56	217,100	300,200	359,000
57	218,700	302,300	361,200
58	220,300	304,300	363,200
59	221,900	306,300	365,200
60	223,500	308,300	367,200
61	225,100	310,400	369,000
62	226,700	312,600	370,700
63	228,300	314,800	372,400
64	229,900	317,000	374,100
65	231,500	319,100	375,800
66	233,100	321,200	377,000
67	234,700	323,300	378,200
68	236,300	325,400	379,400
69	237,900	327,400	380,500
70	239,500	329,200	381,600
71	241,100	331,000	382,700
72	242,700	332,800	383,800
73	244,300	334,600	384,900
74	245,900	336,300	385,800
75	247,500	338,000	386,700
76	249,100	339,700	387,600
77	250,700	341,500	388,400
78	252,300	343,200	389,200
79	253,900	344,900	390,000
80	255,500	346,600	390,800
81	257,100	348,300	391,600
82	258,700	349,700	392,500
83	260,300	351,100	393,400
84	261,900	352,500	394,300
85	263,500	353,800	395,000
86	265,100	355,000	395,600
87	266,700	356,200	396,200
88	268,300	357,400	396,800
89	269,900	358,700	397,200
90	271,400	359,600	397,800
91	272,900	360,500	398,400
92	274,400	361,400	399,000

93	275,900	362,100	399,400
94	277,400	363,000	400,000
95	278,900	363,900	400,600
96	280,400	364,800	401,200
97	281,700	365,500	401,600
98	283,200	366,400	402,200
99	284,700	367,300	402,800
100	286,200	368,200	403,400
101	287,500	368,900	403,800
102	288,500	369,700	404,400
103	289,500	370,500	405,000
104	290,500	371,300	405,600
105	291,600	371,900	406,000
106	292,400	372,500	406,600
107	293,200	373,100	407,200
108	294,000	373,700	407,800
109	294,700	374,100	408,200
110	295,200	374,700	
111	295,700	375,300	
112	296,200	375,900	
113	296,800	376,300	
114		376,900	
115		377,500	
116		378,100	
117		378,500	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において管理用務員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げられている職務の級であった当該管理用務員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日においてこの条例による改正前の京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例別表の給料表の適用を受けていた管理用務員の

切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する管理用務員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号級を受けていた期間（別に定める管理用務員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に掲げる号給とする。

（最高号給を超える給料月額等の切替え）

- 4 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた管理用務員の号給は、別に定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した管理用務員及び別に定めるこれに準じる管理用務員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける管理用務員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる管理用務員（別に定める管理用務員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 7 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった管理用務員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される管理用務員との権衡上必要があると認められるときは、当該管理用務員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

（その他の経過措置）

- 8 この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

附則別表第1

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級

附則別表第2

旧号給	旧 級				1 級	2 級	3 級	4 級
	経	過	期	間	新号給	新号給	新号給	新号給
1	3	月	未	満	1	33	13	1
	3	月	以上	6月未満	2	34	14	2
	6	月	以上	9月未満	3	35	15	3
	9	月	以上	12月未満	4	36	16	4
	12	月	以	上	5	37	17	5
2	3	月	未	満	5	37	17	5
	3	月	以上	6月未満	6	38	18	6
	6	月	以上	9月未満	7	39	19	7
	9	月	以上	12月未満	8	40	20	8
	12	月	以	上	9	41	21	9
3	3	月	未	満	9	41	21	9
	3	月	以上	6月未満	10	42	22	10
	6	月	以上	9月未満	11	43	23	11
	9	月	以上	12月未満	12	44	24	12
	12	月	以	上	13	45	25	13
4	3	月	未	満	13	45	25	13
	3	月	以上	6月未満	14	46	26	14
	6	月	以上	9月未満	15	47	27	15
	9	月	以上	12月未満	16	48	28	16
	12	月	以	上	17	49	29	17
5	3	月	未	満	17	49	29	17
	3	月	以上	6月未満	18	50	30	18
	6	月	以上	9月未満	19	51	31	19
	9	月	以上	12月未満	20	52	32	20
	12	月	以	上	21	53	33	21
6	3	月	未	満	21	53	33	21
	3	月	以上	6月未満	22	54	34	22
	6	月	以上	9月未満	23	55	35	23
	9	月	以上	12月未満	24	56	36	24
	12	月	以	上	25	57	37	25
7	3	月	未	満	25	57	37	25
	3	月	以上	6月未満	26	58	38	26
	6	月	以上	9月未満	27	59	39	27
	9	月	以上	12月未満	28	60	40	28
	12	月	以	上	29	61	41	29
8	3	月	未	満	29	61	41	29
	3	月	以上	6月未満	30	62	42	30
	6	月	以上	9月未満	31	63	43	31
	9	月	以上	12月未満	32	64	44	32
	12	月	以	上	33	65	45	33
9	3	月	未	満	33	65	45	33
	3	月	以上	6月未満	34	66	46	34
	6	月	以上	9月未満	35	67	47	35
	9	月	以上	12月未満	36	68	48	36
	12	月	以	上	37	69	49	37
10	3	月	未	満	37	69	49	37
	3	月	以上	6月未満	38	70	50	38
	6	月	以上	9月未満	39	71	51	39
	9	月	以上	12月未満	40	72	52	40
	12	月	以	上	41	73	53	41
11	3	月	未	満	41	73	53	41
	3	月	以上	6月未満	42	74	54	42
	6	月	以上	9月未満	43	75	55	43
	9	月	以上	12月未満	44	76	56	44
	12	月	以	上	45	77	57	45

12	3 月 未 満	45	77	57	45
	3 月 以上 6 月 未 満	46	78	58	46
	6 月 以上 9 月 未 満	47	79	59	47
	9 月 以上 12 月 未 満	48	80	60	48
	12 月 以 上	49	81	61	49
13	3 月 未 満	49	81	61	49
	3 月 以上 6 月 未 満	50	82	62	50
	6 月 以上 9 月 未 満	51	83	63	51
	9 月 以上 12 月 未 満	52	84	64	52
	12 月 以 上	53	85	65	53
14	3 月 未 満	53	85	65	53
	3 月 以上 6 月 未 満	54	86	66	54
	6 月 以上 9 月 未 満	55	87	67	55
	9 月 以上 12 月 未 満	56	88	68	56
	12 月 以 上	57	89	69	57
15	3 月 未 満	57	93	69	57
	3 月 以上 6 月 未 満	58	94	70	58
	6 月 以上 9 月 未 満	59	95	71	59
	9 月 以上 12 月 未 満	60	96	72	60
	12 月 以 上	61	97	73	61
16	3 月 未 満	61	97	73	61
	3 月 以上 6 月 未 満	62	98	74	62
	6 月 以上 9 月 未 満	63	99	75	63
	9 月 以上 12 月 未 満	64	100	76	64
	12 月 以 上	65	101	77	65
17	3 月 未 満	65	101	77	65
	3 月 以上 6 月 未 満	65	102	78	66
	6 月 以上 9 月 未 満	66	103	79	67
	9 月 以上 12 月 未 満	66	104	80	68
	12 月 以 上	67	105	81	69
18	3 月 未 満	67	105	81	69
	3 月 以上 6 月 未 満	67	106	82	70
	6 月 以上 9 月 未 満	68	107	83	71
	9 月 以上 12 月 未 満	68	108	84	72
	12 月 以 上	69	109	85	73
19	3 月 未 満	69	109	85	73
	3 月 以上 6 月 未 満	69	110	86	74
	6 月 以上 9 月 未 満	70	111	87	75
	9 月 以上 12 月 未 満	70	112	88	76
	12 月 以 上	71	113	89	77
20	3 月 未 満	71	113	89	77
	3 月 以上 6 月 未 満	71	113	90	78
	6 月 以上 9 月 未 満	72	113	91	79
	9 月 以上 12 月 未 満	72	113	92	80
	12 月 以 上	73	113	93	81
21	3 月 未 満	73	113	93	81
	3 月 以上 6 月 未 満	73	113	94	82
	6 月 以上 9 月 未 満	73	113	95	83
	9 月 以上 12 月 未 満	74	113	96	84
	12 月 以 上	74	113	97	85
22	3 月 未 満	74	113	97	85
	3 月 以上 6 月 未 満	74	113	97	86
	6 月 以上 9 月 未 満	75	113	98	87
	9 月 以上 12 月 未 満	75	113	98	88
	12 月 以 上	75	113	99	89
23	3 月 未 満	75	113	99	89
	3 月 以上 6 月 未 満	76	113	99	90
	6 月 以上 9 月 未 満	76	113	100	91
	9 月 以上 12 月 未 満	76	113	100	92
	12 月 以 上	77	113	101	93
	3 月 未 満	77	113	101	
	3 月 以上 6 月 未 満	77	113	102	

24	6 月 以 上 9 月 未 満	77	113	103	
	9 月 以 上 12 月 未 満	78	113	104	
	12 月 以 上	78	113	105	
25	3 月 未 満	78	113	105	
	3 月 以 上 6 月 未 満	78	113	105	
	6 月 以 上 9 月 未 満	79	113	106	
	9 月 以 上 12 月 未 満	79	113	106	
	12 月 以 上	79	113	107	
26	3 月 未 満	79	113	107	
	3 月 以 上 6 月 未 満	80	113	107	
	6 月 以 上 9 月 未 満	80	113	108	
	9 月 以 上 12 月 未 満	80	113	108	
	12 月 以 上	81	113	109	
27	3 月 未 満		113	109	
	3 月 以 上 6 月 未 満		113	110	
	6 月 以 上 9 月 未 満		113	111	
	9 月 以 上 12 月 未 満		113	112	
	12 月 以 上		113	113	
28	3 月 未 満		113	113	
	3 月 以 上 6 月 未 満		113	114	
	6 月 以 上 9 月 未 満		113	115	
	9 月 以 上 12 月 未 満		113	116	
	12 月 以 上		113	117	
29	3 月 未 満		113	117	
	3 月 以 上 6 月 未 満		113	117	
	6 月 以 上 9 月 未 満		113	117	
	9 月 以 上 12 月 未 満		113	117	
	12 月 以 上		113	117	
30	3 月 未 満		113		
	3 月 以 上 6 月 未 満		113		
	6 月 以 上 9 月 未 満		113		
	9 月 以 上 12 月 未 満		113		
	12 月 以 上		113		

提案理由

管理用務員の給与を改定する必要があるので提案する。